

日高町消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高町消防団（以下「消防団」という。）の福利厚生の実施による地域防災力の向上を図ることを目的として、本町の区域内に存する事業所又は店舗等（以下「事業所等」という。）が日高町消防団員（以下「団員」という。）に対して、一定のサービスを提供する日高町消防団応援の店（以下「応援の店」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 団員に対しサービス等を提供しようとする事業所等は、消防団応援の店登録届（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(表示証の交付)

第3条 町長は前条の規定による提出を受けた場合において、審査の上適当と認めるときは、応援の店の登録を行い、当該登録に係る事業所等に消防団応援の店表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 応援の店の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式、その他、人の知覚によって認識することができない方式をいう。）により行う映像その他の広告物

(団員名簿の交付)

第5条 町長は、消防団員であることを確認するための書類として、あらかじめ消防団員名簿（以下「名簿」という。）を作成し、応援の店に交付する。町長は名簿に変更があった場合は速やかに、その旨を応援の店へ報告し、変更後の名簿を交付しなければならない。

- 2 名簿の交付を受けた者は、変更後の名簿を受けの場合や、応援の店の登録を廃止する場合など、あらかじめ交付された名簿が不要になった場合は、速やかに町長へ返却しなければならない。
- 3 名簿の交付を受けた者は、名簿で知り得た情報を第三者に一切開示・漏洩してはならない。また、名簿は本事業以外では使用できず、いかなる場合でも名簿の複製・記録・譲渡は行えない。

(団員の証明)

第6条 団員は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、運

転免許証等の本人確認書類を提示することで、団員であることを証明しなければならない。また、応援の店は、提示された本人確認書類と名簿を照らし合わせ、団員であることを確認しなければならない。

(変更等の届出)

第7条 応援の店は、登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、消防団応援の店登録変更・廃止届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により応援の店の登録を廃止した事業所等は、速やかに、表示証及び名簿を町長に返還しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該応援の店の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により応援の店の登録を取り消された事務所等は、速やかに、表示証及び名簿を町長に返還しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第9条 町長は、応援の店の名称その他の事項について、町のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。